



山王海

広報 第133号

発行 令和5年4月1日

改良区の概要

受益面積 3,799ha

組合員数 2,219名

豊かな水を求めて

〽 志和稻荷神社の御神木 〽

その昔、滝名川の水をめぐって農民同士が我田引水の血を流す水喧嘩があった場所

「志和稻荷神社」

水争いにより被害にあった「耳掛け狐」の話はいまも語り継がれています。その境内にある御神木は、樹齢千数百年の大杉で「稻荷山大杉」と言われ山王海地区の歴史を見守り続けています。

山王海ダムの建設により水争いはなくなり平安が訪れました。山王海ダムの堤体には、先人たちの願いを引き継ぎ、「平安」と植栽文字で表されています。山王海ダムの建設とともに設立した山王海土地改良区は昨年七月に七〇周年を迎えました。現在、新たな国営事業着手へむけ奮励努力しております。

七十一年も組合員の皆様が安心して農作業を行えるよう、役職員一体となって邁進して参ります。

御神木

通常総代会挨拶



山王海土地改良区

理事長 大沼 義広

令和四年度の山王海土地改良区通常総代会を開催するに当たり、ご挨拶申し上げます。

本日の総代会には、東北農政局北上土地改良調査管理事務所吉田所長様を始め、ご来賓の皆様方には年度末で公務ご多忙のところ、ご臨席を賜り誠にありがとうございます。

皆様方には常日頃より、当土地改良区の事業運営全般に對しまして、特段の御支援と御指導を賜っておりますことに、衷心より感謝を申し上げます。また、総代各位におかれま

しては、何かとご多忙のところをご出席いただきありがとうございます。日頃から当土地改良区の事業運営及び推進に、多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

の総代会にも皆様方にマスク着用での出席をお願いし、息苦しいかもしれませんが何とぞ御理解、御協力をお願いいたします。

さて、令和四年度を顧みますと今年度もコロナ感染症に對する対策を万全に對應しながらの事業運営となりました。その中で規模を縮小してではありましたが、山王海土地改良区の設立七〇周年記念式典を開催出来ましたことは、皆様方の御理解の賜物と感謝いたしております。稲作につきましては、日本の平均気温が高くなってきた中、六月上旬には低温・日照不足となり、その後の天候の持ち直しがあったものの、八月には前線の影響を受けた長雨となり、稲作には厳しい年となりましたが、最終的に本県産米の作柄状況が平年並みと発表された時には、心より安堵したところであります。

さて、令和五年度の改良区としては、令和元年八月二十

日に就任されました監事の皆さんが八月十九日をもち任期満了となりますので、八月に開催予定の臨時総代会で監事の選挙を行う事になります。

国営かんがい排水事業であります。令和五年度は全体実施設計地区として手続きが進む事になります。手続きが進みますと令和六年度事業着手に向けて、令和五年十一月初ごろから三条資格者であります耕作者の方々から同意徴集を行う予定であります。同意徴集には総代の皆様方のお力をお借りすることとなりますので、その際にはお力添えいただきますようお願い申し上げます。

次に、県営事業の石鳥谷西部地区農業競争力強化基盤整備事業につきましては、平成三十年度に調査地区として採択された、大興寺地区が令和六年度事業採択に向けて、令和五年三月末には関係者より仮同意徴集作業を行い、十二月には申請に必要な本同意の

徴集作業に入る事で進んでおります。令和元年度に調査地区に採択された大瀬川地区、令和二年度に調査地区に採択された北寺林八幡地区につきましても、引き続き採択に向けての計画図面の検討・相続等諸問題の解消に取り組みながら、営農ビジョンの強化を進めて行くこととなります。

本日、ご提案申し上げます議案は十一議案であります。どうか全議案が慎重審議の上、原案通り満場をもってご決定いただきますようお願い申し上げます。

最後に、厳しい農業情勢であります。役職員が一丸となつて改良区の事業の推進と健全な運営を目指し、組合員と共に歩みますので、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和四年度 通常総代会開催

令和五年三月二十四日開催

令和四年度第二次補正予算
令和五年度予算他を決定

令和四年度通常総代会は、去る三月二十四日（金）午前九時より当区二階会議室において開催されました。

総代現員五十名中、四十六名出席のもと、来賓に、東北農政局北上土地改良調査管理事務所所長 吉田正秀様、盛岡農村整備室室長 鈴木満様、紫波町長 熊谷泉様、矢巾町長 高橋昌造



議長を務めた佐々木新夫総代

様、花巻市農林部部長 藤原康司様を迎え、八重樫康治一番理事の開会宣言のあと、大沼義広理事長の挨拶に続いて、来賓の方々からご祝辞をいただきました。

議長選出では、第八区（八幡地区）佐々木新夫総代が選出され、議事録記名人には第六区（赤石地区）箱崎茂己総代、第七区（石鳥谷地区）熊谷賢良総代が指名されて議事に入り、提出議案十一案件について審議の結果、いずれも原案のとおり満場により承認、可決確定され、午前十時十分、阿部嘉一二番理事が閉会を宣しました。

〔審議決定された議案内容〕

第一号議案 賦課金の減免について

第二号議案 山王海土地改良区定款の一部改正について



第三号議案 山王海土地改良区規約の一部改正について

第四号議案 令和四年度収入支出第二次補正予算について

第五号議案 規約第四十一条の規定による金銭預入先決定について

第六号議案 経常賦課金の徴収について（別掲参照）

第七号議案 特別賦課金の徴収について（別掲参照）

第八号議案 令和五年度収入支出予算について（別掲参照）

第九号議案 一時借入について

第十号議案 令和五年度組合員資格喪失による決済額の決定について（別掲参照）

第十一号議案 令和五年度県営事業工事費繰上償還金額の決定について（別掲参照）

会議開催状況

令和四年十一月から
令和五年三月

〔役員、総代協議会〕

▽令和五年三月三日

・国営かんがい排水事業山王海葛丸地区について 他二案件
活発な議論がなされ、有意義な会議となりました。

〔理事会〕

▽令和四年十一月十六日

・付議事項なし

▽令和四年十二月十五日

・北寺林八幡地区換地等調整業務委託の変更契約について 他二案件

▽令和五年一月十八日

・令和五年度基本計画並びに予算骨子（案）について 他四案件

▽令和五年二月十五日

・山王海土地改良区地区除外等処理規程の一部改正について 他五案件

▽令和五年三月十五日

・令和四年度通常総代会提出案件について 他七案件

〔監事会〕

▽令和四年十一月十八日

・造林地監査

▽令和四年十二月十五日

・会計監査

▽令和五年一月三十一日、二月一日、二日

・会計監査

・総合監査

▽令和五年三月十日

・現場監査

〔滞納金検討会〕

▽令和四年十一月十六日

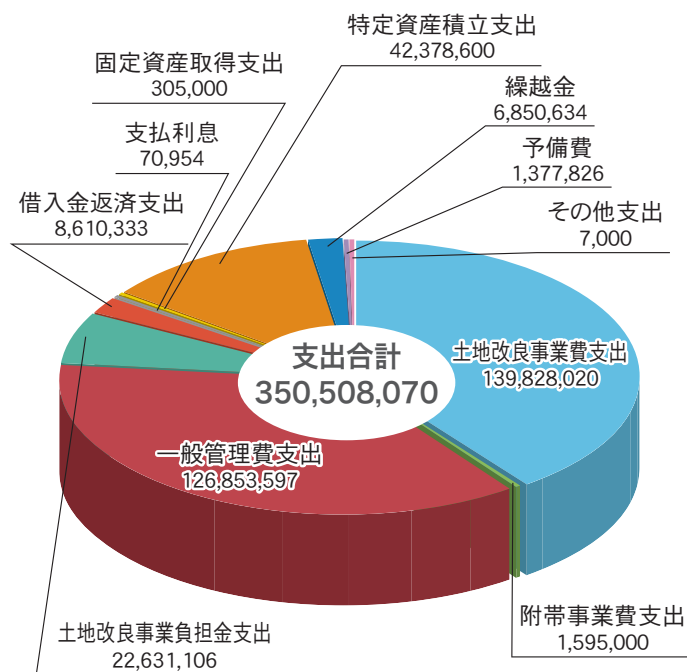
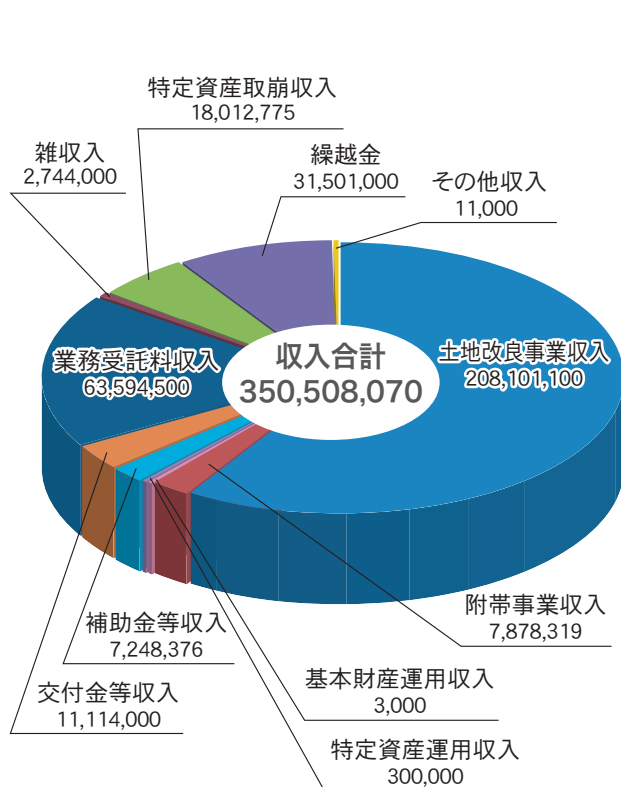
▽令和五年三月十五日

「監事選挙」について

令和五年八月十九日任期満了に伴い、監事の選挙が実施されます。監事の選挙は総代会において執行されます。監事の定数は三名、任期は四年です。

令和5年度収入支出予算の概要

(単位：円)



収入の部

款	本年度予算額	説 明
土地改良事業収入	208,101,100	賦課金、決済金、特別賦課金等
附 帯 事 業 収 入	7,878,319	他目的使用料、手数料、多面的組織等の業務受託料
基本財産運用収入	3,000	基本財産を運用し得た収入（利息他）
特定資産運用収入	300,000	特定資産を運用し得た収入（定期貯金利息他）
補 助 金 等 収 入	7,248,376	事業に係る市町村からの助成金（基幹水、地域用水）
交 付 金 等 収 入	11,114,000	事業に係る交付金（適正化事業交付金他）
業 務 受 託 料 収 入	63,594,500	県からの業務受託料
雑 収 入	2,744,000	普通貯金利息、未収賦課金、過怠金、延滞利息
特定資産取崩収入	18,012,775	特定資産（定期貯金等）を取崩し得た収入
繰 越 金	31,501,000	前年度繰越金
そ の 他 収 入	11,000	寄付金、借入金他
収 入 合 計	350,508,070	

支出の部

款	本年度予算額	説 明
土 地 改 良 事 業 費 支 出	139,828,020	改良区施設に係る事業費、人件費、業務委託費、県受託業務費等
附 帯 事 業 費 支 出	1,595,000	多面的組織等の受託業務費
一 般 管 理 費 支 出	126,853,597	改良区運営費、事務所維持管理費に要する費用
土 地 改 良 事 業 負 担 金 支 出	22,631,106	県営事業分担金
借 入 金 返 済 支 出	8,610,333	公庫資金償還金等
支 払 利 息	70,954	借入金に対する支払利息
固 定 資 産 取 得 支 出	305,000	土地、車両、備品等固定資産の取得に要する費用
特定資産積立支出	42,378,600	特定資産（定期貯金）を積み増すための支出
繰 越 金	6,850,634	次年度繰越金
予 備 費	1,377,826	予備費
そ の 他 支 出	7,000	出資金、雑支出他
支 出 合 計	350,508,070	

令和5年度 賦課金

会計区分	地区名	10アール当り金額(円)
経常賦課金	経常賦課金	5,300
	維持管理事業費（前年度事業の地元負担分）	
	志和地区南部	80
特別賦課金	県営事業	
	土地総中寺林	一般 6,000
		暗渠 7,300

令和5年度 決済金

（令和5年度賦課金納入後適用）

会計区分	賦課区分・地区名	10アール当り金額(円)
経常賦課金	維持管理事業決済金	154,000
	県営事業分担金決済金	200
	国県営造成施設等維持管理費決済金	5,400
	合 計	159,600
特別賦課金	土地総中寺林	一般 4,760
		暗渠 15,540

令和5年度 県営事業繰上償還金

（令和5年度賦課金納入後適用）

地区名	10アール当り金額(円)
土地総中寺林	一般 4,760
	暗渠 15,540



決済金の支払い



次のような場合、土地改良区からの受益地から除外する手続きと決済金の支払が必要になります。

- ・農地を宅地等に転用する場合（農業振興地域を除く）
- ・農地を公共事業用地として転用した場合（道路・河川・水路等）

手続き及び決済金を納めない場合は、その土地に継続して賦課されます。

納入期限

前期 **5月1日(月)** 後期 **10月31日(火)**

◇ 口座振替期日 前期 **4月20日(木)** 後期 **10月19日(木)**



山王海ダム一般公開



令和5年度の山王海ダム一般公開とダムカードの配布は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止いたします。再開につきましては、ホームページにてお知らせする予定です。

皆様にはご迷惑をお掛けしますがご理解の程、よろしくお願いいたします。

令和5年度 土地改良事業

《 基幹水利施設管理事業 》

単位：円

区分	地 区 名	工 期	事 業 内 容	事 業 費
県営	山王海地区	H8～	山王海ダム、葛丸ダム、稻荷頭首工、葛丸頭首工の施設管理費等	62,445,000

《 維持管理事業 》

単位：円

件名	組 合 名	事 業 内 容	事 業 費
1-1号	中央幹線赤石	防草シート設置 248㎡	1,082,400

施設点検用水について

下記期間において施設点検用水を使用して、幹線水路、末端水路、パイプラインの土砂除去、掃流、点検調査、復旧を実施する予定です。

- 4月上旬～4月中旬 頭首工～幹線～各組管内通水
- 4月中旬～4月下旬 充水、点検、復旧、通水確認



4月26日本配水

※4月26日以降でないと、農業用水は使用できませんのでご注意ください。

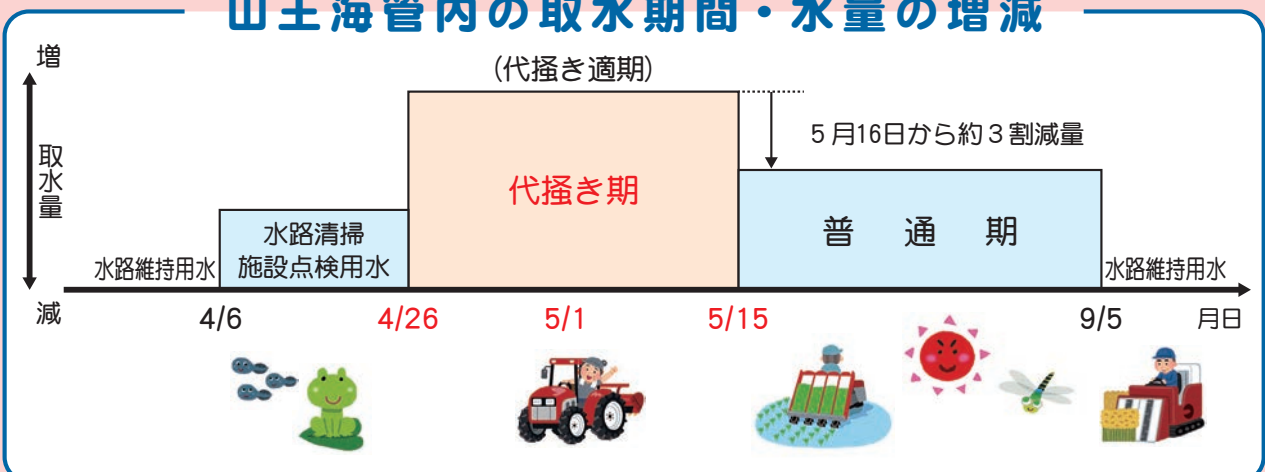
通水時期の変更に伴う代掻き作業時期の徹底について

農業用水は河川管理者（国土交通省）から許可された水利権により、各施設の取水量や期間等が定められて取水しております。

取水量が約3割減量となる、5月16日以降に代掻き作業と田植え作業が重複しますと水量不足が生じます。

稲作の作業計画では、取水量の多い **4月26日～5月15日までの期間に代掻き作業を完了** するようお願いいたします。

山王海管内の取水期間・水量の増減



山王海土地改良区 ダム取水計画

取水計画はダムからの取水の基準として、代掻用水、普通用水に大別し、4月26日から9月5日まで各水系別、分土工毎の面積割合に応じ配水します。配水期間中は、貯水状況、水稻の生育状況により用水量と期間の調整をするとともに水利調整組合と連携し、組合員に周知、指導を図りながら用水の有効利用に努めます。

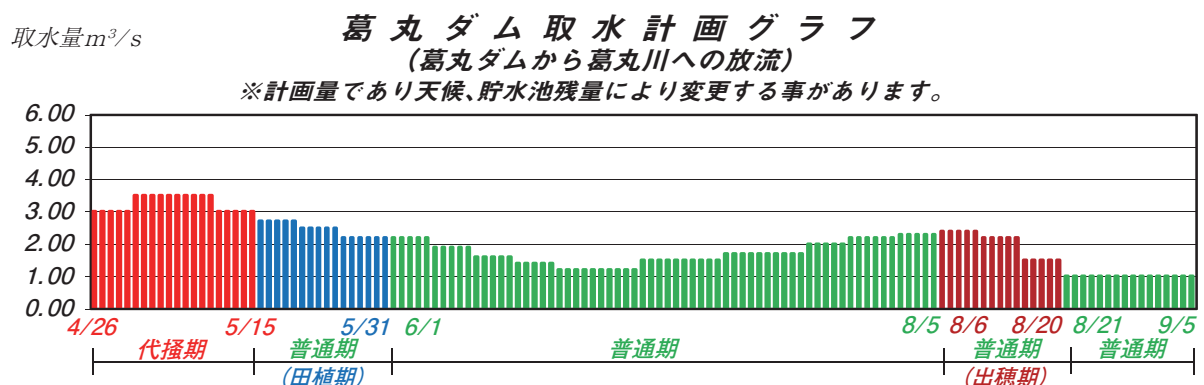
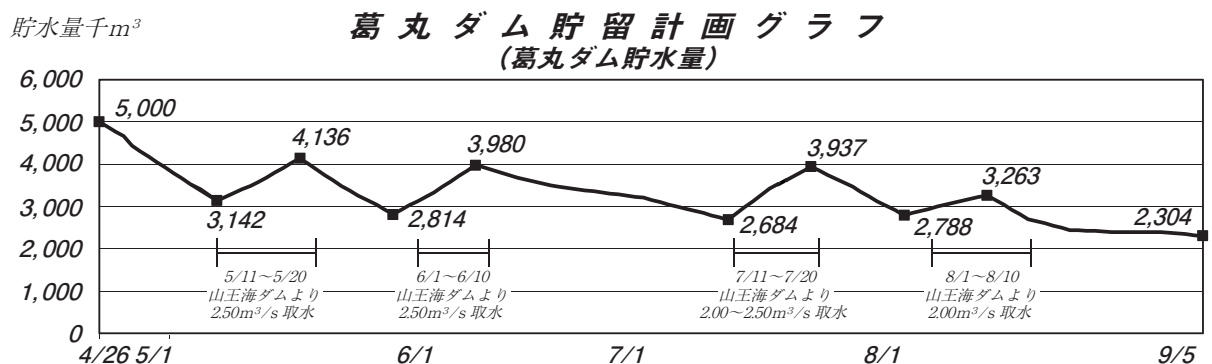
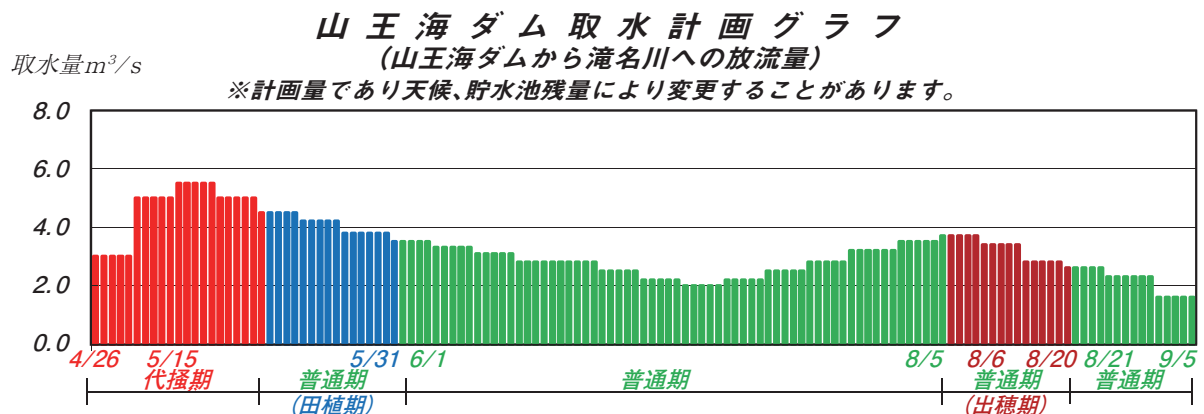
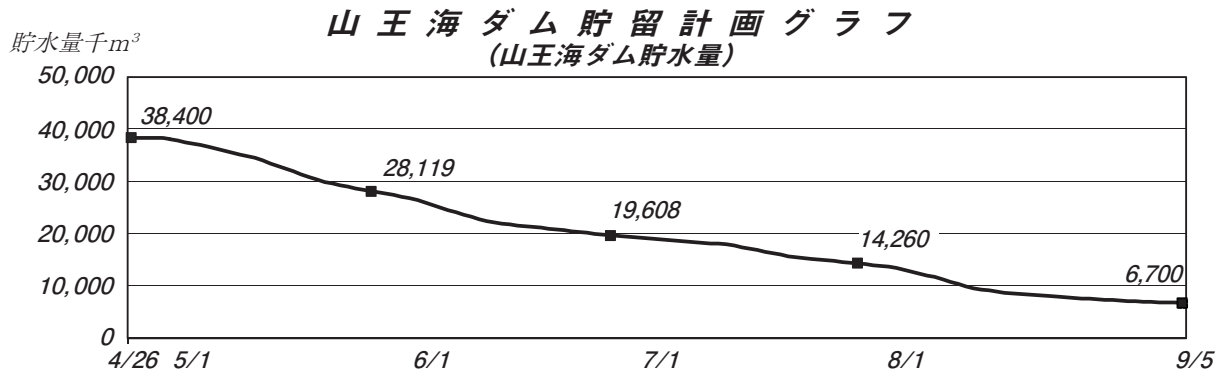
但し、かんばつ時、その他緊急対策に係る大規模な取水量、取水期間の調整が必要な場合は、水利調整組合長会議の決定に基づき実施致します。

中干し期間の設定について

【期間：令和5年7月1日(土)～7月20日(木)頃まで】

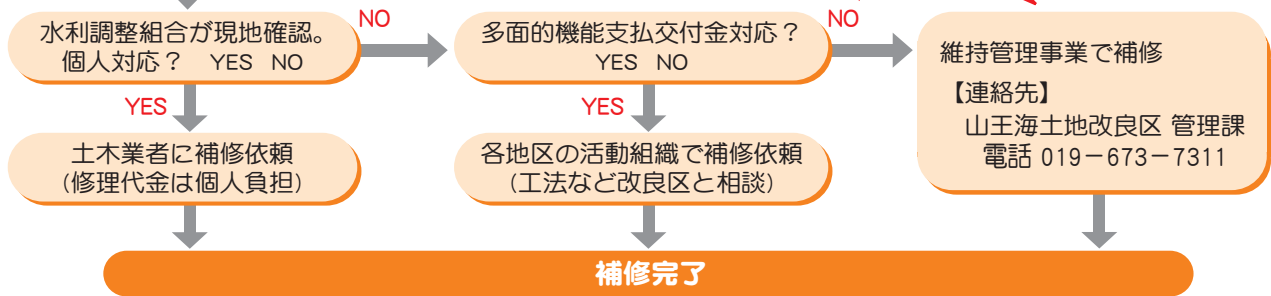
取水量を減らしますので、ご協力をお願いいたします。

※天候状況に応じて期間を変更する場合があります。



パイプライン・給水栓・空気弁等の
破損事故、ゴミ詰まり発生！
下表の水利調整組合に連絡

パイプラインの事故が
発生したら!!



※かんがい期間 4月26日～9月5日

組 合 名	組 合 長 名	電 話 番 号	組 合 名	組 合 長 名	電 話 番 号
北 幹 線	鷹 木 嘉 孝	019-673-6483	志和地区南部	熊 谷 和 男	019-673-6733
稲 荷 幹 線	弥勒地 忠 義	019-673-6173	作 の 沢	菅 原 黎 治	0198-45-5051
宮手稲藤地区	鷹 觜 清 人	019-673-7918	片 寄 犬 渕	細 川 利 明	019-673-7352
高 水 寺	渡 辺 幸 一	019-673-6877	南野原(石鳥谷)	板 垣 光 善	0198-45-2663
野 沢	築 田 正 則	019-672-2086	葛 丸 上 堰	鎌 田 定 夫	0198-45-5530
中 央 幹 線	高 橋 貞 信	019-672-4619	大 北	畠 山 勝 栄	0198-45-5354
平 沢	佐 藤 正 浩	019-676-5455	山王海大興寺	熊 谷 幸 作	0198-45-5606
中央幹線赤石	高 橋 勝 男	019-676-5346	上 台 南 寺	鎌 田 勝 幸	0198-45-2428
南幹線上流部	阿 部 淳 一	019-673-6585	石 仏 幹 線	藤 原 昇	0198-45-4074

令和5年度 水門、水路監視人

適正な配水管理と水利・水路状況報告等にあたらせるため、水門、水路監視人を配置し、配水管理に万全を期します。
(雇用期間：令和5年4月20日～同年8月25日)

区 分	施 設 名	監 視 区 域
第 1 区	水 門	稻荷頭首工～分水槽～稻荷小分水
第 2 区	南 幹 線	弥勒地分水～大沢分水
第 3 区	葛 丸 幹 線	葛丸頭首工～開拓分水～大瀬川分水、葛丸一の留～小屋場分水
第 4 区	南 幹 線	大瀬川分水～上台分水槽、石仏頭首工
第 5 区	北 幹 線	北幹線分水～滝花分水
第 6 区	稲 荷 幹 線	配水槽 1 号～5 号、沢内川取水～両互
第 7 区	中 央 幹 線	中央頭首工～赤石分水

用水管理のお願い

限られた用水を公平に使用するために、各地域内で関係者が協力し合い配水調整を行うとともに、これまで以上に一人一人が細やかな用水利用と節水に努めていただきますようお願いいたします。

特に、公平な配水を実施するため、用水のかけ流しは用水不足の原因になりますので、お止め下さい。

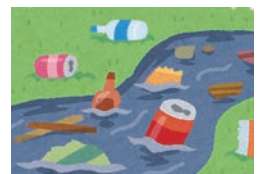
※水利調整組合長や組合役員が給水栓の水量を調整する場合があります。

土地改良区管理施設へ

ゴミを捨てないで下さい!!

土地改良区の農業用施設は組合員の大切な財産です。

刈取り後の草や、ゴミを水路に流すと水路の流れが悪くなり水路が溢れたり、施設の破損や近隣地が浸水する原因になります。



改良区からのお知らせ

公共機関（市町・農業委員会・法務局等）や農協で手続きを行っている場合でも、当土地改良区への届出がなければ各台帳の修正及び変更はされませんので、手続きをお願いします。

担当窓口 会計賦課徴収係

《組合員に関する事項》

- 耕作地の異動（売買・交換・賃貸借契約及び解約）
- 組合員が死亡又は農業者年金等による経営移譲
- 組合員の住所、振替口座等の変更

等

《農地転用に関する事項》

- 農地を宅地等へ転用
 - 公共用地（道路等）買収による転用
- ※「**決済金**」の納付が必要です
- 等

担当窓口 管 理 係

《他目的使用に関する事項》

- 雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
 - 土地改良施設を出入口等で他目的に使用
- 等

賦課金納入の公平性を確保するため、長期滞納者に対し、滞納処分を執行しております。納入期限を過ぎた場合、年率14.6%の滞納利息、督促状が発送されると督促手数料が加算されます。

度重なる催促に応じない組合員に対してはやむを得ず、財産の差押、財産の公売等の滞納処分が執行（土地改良法第39条）されますので、賦課金の納入が難しい方は、当区へご相談ください。



注意

改良区受益地内の農地を賃貸借・売買等（競争落札による取得も含む）により異動する際、土地改良法第42条1項（権利義務の承継及び決済）の規定により、新たにその土地を取得した方に義務権利が継承され、滞納賦課金の支払義務を負うこととなります。後にトラブルが発生しないよう、対象地における滞納賦課金の有無を必ず土地改良区で確認し、当事者間で滞納金を清算してから賃貸借契約又は売買契約の手続きをするようお願いいたします。



国営かんがい排水事業（国営洪水調節機能強化事業） 山王海葛丸地区について

1. 事業の目的

■ 機能低下した農業水利施設の更新・改修

完成から30年以上経過している農業水利施設が多くある中、老朽化等により機能低下した施設の更新・改修を行い、維持管理の負担を軽減します。

■ 親子ダムの特性を活かした洪水調節機能強化

親子ダムの特性を活かし、夏場の葛丸ダムへの洪水を、より空き容量のある山王海ダムに導水できるようにし、改良区として洪水防止に貢献します。

■ 小水力発電施設の新設

山王海・葛丸ダムにそれぞれ小水力発電施設を新設し、売電収入により維持管理費の軽減を図るとともに、グリーン社会の実現に貢献します。

■ 調整池の新設

既設の水路に7つの調整池を新設し、規模拡大や営農形態の変化に伴い水需要が集中する場合においても、安定した用水供給ができるようにします。

2. 事業の概要

- 受益面積 3,787ha
- 関係市町村 花巻市、紫波町、矢巾町
- 予定工期 令和6～15年度（10か年）
- 事業費 135億円（物価変動等により、将来変動することがあります）
- 主要工事
 - ダム（改修） 2か所
 - 頭首工（改修） 3か所
 - 用水路（改修） 9.3km（稻荷・南・葛丸 幹線用水路）
 - 水管理施設（改修） 1式
 - 小水力発電施設（新設） 2か所
- 関連事業 農業競争力強化農地整備事業「大興寺地区」「大瀬川地区」



稻荷頭首工
（前回の更新から50年近く経過）



小水力発電施設の新設（イメージ）



調整池の新設（イメージ）

3. 事業費負担割合（予定）・償還方法

対象施設	負担割合			受益者	適用ガイドライン
	国	県	市町		
・ダム ・頭首工（葛丸上流）	1000/1500 (66.6%)	449/1500 (30.0%)	51/1500 (3.4%)	負担なし	国営洪水調節機能強化事業
・頭首工（稲荷・葛丸） ・幹線用水路（稲荷・南・葛丸） ・水管理施設 ・小水力発電施設 ・調整池（受益が500ha以上）	1000/1500 (66.6%)	313/1500 (20.9%)	135/1500 (9.0%)	52/1500 (3.5%)	国営かんがい排水事業（更新型）他
・調整池（受益が500ha未満）	750/1500 (50.0%)	435/1500 (29.0%)	210/1500 (14.0%)	105/1500 (7.0%)	県営かんがい排水事業（更新型）

■ 受益者の負担金の償還は、事業完了後を予定しています。

その費用は改良区の積立を用いることとし、新たな負担は生じない予定です。

4. 事業の開始手続

■ 山王海葛丸土地改良事業の実施には、受益者（3条資格者※）の皆様の3分の2以上の同意が必要です。

■ 本年11月から予定している同意徴集にあたり、ご理解ご協力をお願いいたします。

※「3条資格者」とは？

土地改良法第3条に規定されている資格を有する者です。

具体的には、受益地内の「耕作者」が基本となり、「自分の所有する農地を耕作している方」や「所有権以外の権限に基づき耕作している方」が資格者となります。

＜国営事業着手までの大まかな流れ＞

1. 地域住民の意見聴取（令和5年9月～（予定））

2. 同意徴集（11月～（予定））

申請人は、事業計画の概要等を公告し、3条資格者から同意を徴集します。

3. 施行申請（令和6年2月（予定））

4. 適否の決定及び事業計画の決定（5月（予定））

5. 事業計画の確定及び工事着手（7月（予定））



＜土地利用規制について＞

土地改良事業の受益地は公共投資を行う優良農地であることから、土地利用について規制がかかります。

詳しくは土地改良区、市町村、農業委員会へお尋ねください。



＜お問い合わせ先＞

山王海葛丸地区国営土地改良事業促進協議会

事務局：水土里ネット山王海（山王海土地改良区） TEL 019-673-7311

令和5年度 山王海土地改良区 職員体制

【配置図】

【退職】（令和5年3月31日付）

◎事務局長

鷹背 浩輝

（平成元年4月1日奉職以来
34年間）

長い間で苦勞様ございました。
なお、今年度より嘱託員とし
て引き続き勤務いたします。



【異動】（令和5年4月1日付）

◎事務局長、会計主任

（総務課長兼務）

〔総務課長、会計主任

（会計賦課徴収係長兼務）〕

平澤 正成

◎庶務係長

（会計賦課徴収係長兼務）

〔庶務係長〕

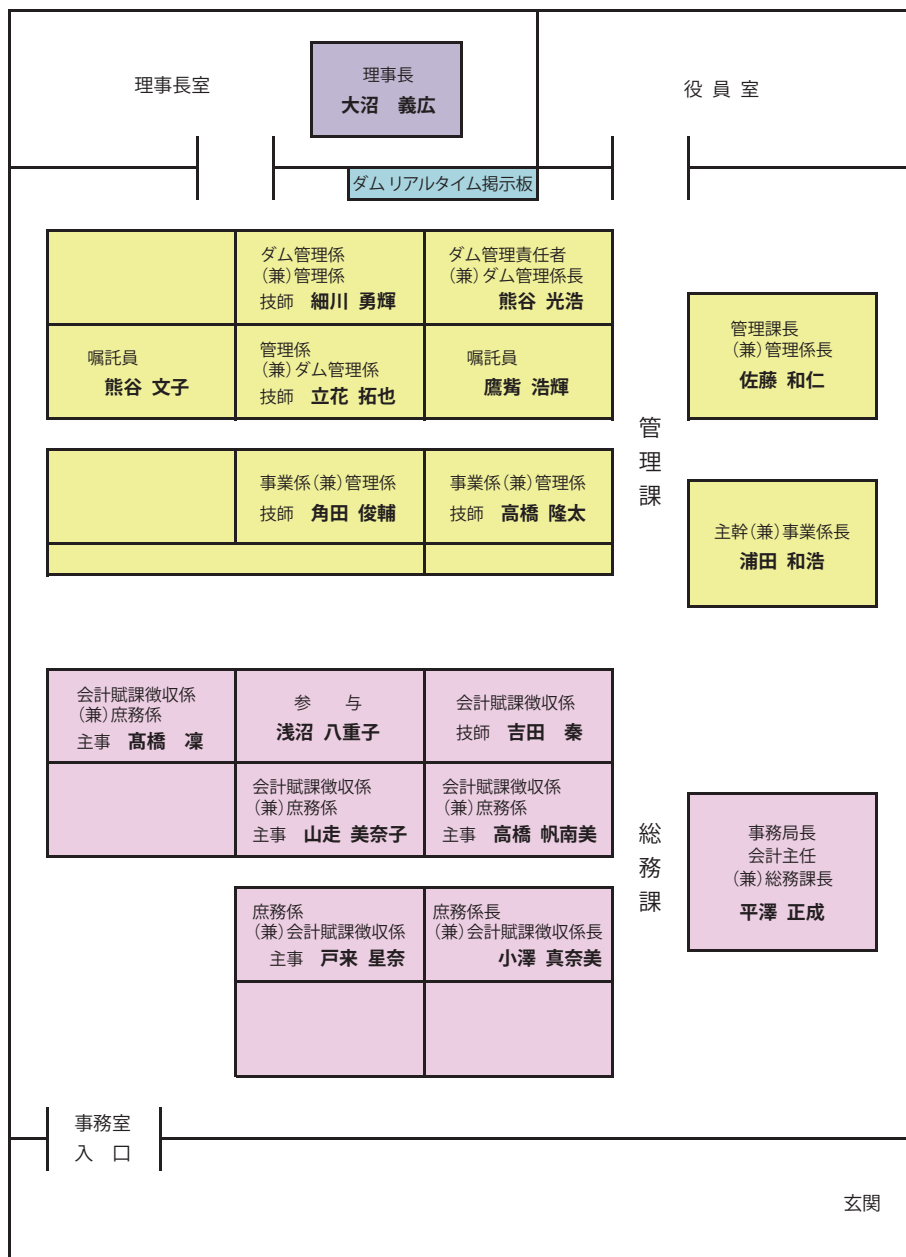
小澤 真奈美

◎会計賦課徴収係（庶務係兼務）

〔庶務係

（会計賦課徴収係兼務）〕

高橋 凜

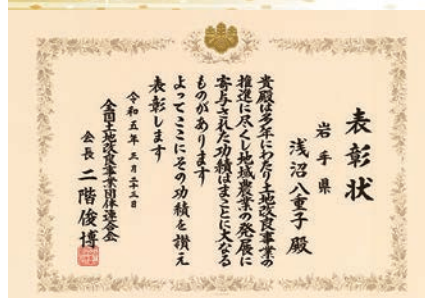


発 行 者
水土里ネット山王海
山王海土地改良区

〒028-3441
岩手県紫波郡紫波町上平沢字川原田15番地
TEL:019-673-7311 FAX:019-673-7360
ホームページ: <http://www.sannoukai.jp>
メール: heian@sannoukai.jp

水土里ネット山王海のホームページは
こちらからご覧になることができます。
<http://www.sannoukai.jp/>

浅沼八重子参与
全国土地改良功労者等表彰受賞！



第64回全国土地改良功労者等表彰を浅沼八重子参与が受賞いたしました。

全国土地改良功労者等表彰は長年にわたり、土地改良事業に尽力し、功績が認められた土地改良関係者（団体または個人）が全国土地改良事業団体連合会長より授与されるものです。